太枠内を記入の上、場所がわかる地図（住宅地図など）を添付し、下記遺跡の学び館埋蔵文化財担当あてＦＡＸやE-Mailにて送信してください。 本紙１枚につき１件で、お願いします。　　送信後、土日祝日等閉庁日を除く３日以内に回答がない場合は、機器エラーの可能性もありますので、恐れ入りますが再度御連絡ください。

**盛岡市　埋蔵文化財（遺跡）有無　問い合わせ票**

|  |  |
| --- | --- |
| **問い合せ****依頼者** | 社名、担当部署、問い合わせ者 氏名＜回答先・連絡先＞電　話：　　　　　　　　　　　　/　FAX：　　　　E-mail： |
| **照会場所**\*住居表示推奨 | □住居表示　**・**　□地番岩手県 盛岡市 | **面積** | ㎡ |
| **照会理由****計画内容** | □ 土地調査・鑑定・売買 |
| □ 工事・内容：　住宅　・　賃貸住宅　・　アパート、マンション　　店舗事務所倉庫等　・　造成　・　その他（　　　　　　　 　　）・工事概要：　・着工予定：　　　　年　　　月　　　日頃 |
| □ その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **希望回答方法**〇をつけてください | FAX　・　E-mail　 |

*以下は、当方が記入し返信回答いたします。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回答日 | 令和　　　年　　　　月　　　　日 | **回答担当**盛岡市遺跡の学び館担当： |
| 回答方法 | FAX ・ 　E-mail 　・　 面接　 |
| 回答 | □周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当します。**遺跡名：**＜対応見込＞（発掘届及び確定計画図面等提出後、正式な回答をします。）**□本調査が必要です。　　□試掘調査が必要です。****□基礎工事等に立ち会います。　□遺跡出土に留意し慎重に工事してください。**・工事着手60日前までに、別途「発掘届」を提出してください（文化財保護法第93条）。・発掘届の提出前に、早めに御連絡をください。・詳細な工事内容によって、上記対応は変更になる可能性があります。 |
| □周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しますが、**発掘調査済みで、届出等は不要です。****遺跡名：**　工事に伴い、土器や石器、陶磁器などが出土した場合は、速やかにご連絡ください。（文化財保護法第96条） |
| □周知の埋蔵文化財は、存しません。　工事に伴い、土器や石器、陶磁器などが出土した場合は、速やかにご連絡ください。（文化財保護法第96条） |

＊ 埋蔵文化財については、本回答担当に限らず、下記埋蔵文化財担当に御連絡ください。＊

【送付先・担当】　 盛岡市教育委員会**盛岡市遺跡の学び館　埋蔵文化財担当**

〒020-0866　岩手県 盛岡市 本宮 字 荒屋13-1 電話 019-635-6600

FAX 019-635-6605 / E-mail 　iseki＠city.morioka.iwate.jp

【 担当使用欄　　回答日時：　　　月　　　　日　　　　時　　　分頃　/　方法 ：　FAX　・　E-mail　・　面接　】

**【参考】　盛岡市　埋蔵文化財関係リンク**

**＊もりおか便利マップ**（住所等から埋蔵文化財包蔵地に該当しているかどうか確認できます。）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/1037208/1009284.html>

**＊埋蔵文化財について**（ 「盛岡市埋蔵文化財（遺跡）有無問い合わせ票」 をダウンロードできます。）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/kankou/1037106/rekishi/1009335/1009369/1009370.html>

**＊埋蔵文化財　発掘届 様式**（ Word形式やPDF形式で様式をダウンロードできます。）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/shisei/machi/kaihatsu/1015386.html>